

平成31年 4月 1日

# 株式会社 吉田建設 行動計画

(次世代育成支援対策推進法)

当社は、従業員が仕事と子育てを両立し、また従業員にとって働きやすい環境を整備することで、その能力を十分発揮できるようにするため、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日から令和2年5月31日(2年2ヶ月)  
(平成31年4月1日付にて、期間及び内容を一部変更)

## 2. 内容

**計画期間中、女性社員の育児休業の取得率を80%以上とする**  
**出生時における男性社員の育児休業取得を推進し、取得率を7%以上とする**

対策(平成31年4月～)

対象者が育児休暇制度について正しい理解を得ることができるように制度内容に関する教育を行う。

休業前後に上司による面談を行い、休業取得者の心理的な不安を取り除くように努める。

**所定外労働時間の削減のための措置を実施する**

**計画期間中の従業員の有給休暇取得状況を計画前年度より改善する**

対策(平成30年4月～)

時間外労働の申請状況を確認し、労働時間が長くなっている社員については管理職が出席する会議体にて通知し、改善を図る。

有給休暇の取得促進日を設定し、多くの社員が有給休暇を取れるようにする。